

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
 TEL : 0267-23-1881
 FAX : 0267-23-4466
 ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
 TEL : 0267-46-8750
 FAX : 0267-23-4466
 東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
 TEL : 03-6273-3672
 FAX : 03-6273-3673
 長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
 クレスピル 302
 TEL : 026-219-3840
 FAX : 026-219-3841



【東御市総合福祉センター】

(作：堀田光彦氏 東御市文化係 地域おこし協力隊)

- ・副所長より「悪い円安!？」..... P 1
- ・短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大..... P 4
- ・扶養内で働くための“年収の壁”を確認しましょう..... P 6
- ・受動喫煙防止対策助成金 ～飲食店は特にオススメです!～ P 8
- ・ふるさと納税の申告手続きが簡単に..... P 10
- ・インボイス制度 登録番号から検索ができます..... P 11
- ・私の履歴書 ～ その11 ～ P 12
- ・編集後記・事務所カレンダー P 14

12月
204



・悪い円安！？

副所長 新貝 育生

10月の総選挙では岸田首相率いる自民党が、メディアで大敗を予想されながらも結局は多くの議席を確保し、実質的に勝利を収めました。選挙結果のコメントは控えるとして、安倍元首相から菅前首相まで続いてきた経済政策（アベノミクス）の転換を掲げていましたが、その看板となっている「分配」について今後どう実行していくのか見守りたいと思います。

1. アベノミクスの効果

アベノミクスにおける金融政策は、大規模な金融緩和を通して市場にお金をばらまき、インフレを誘発しながら景気を回復させていこうというものでした。経済学的には貨幣の供給を増やすとインフレが起きることになっていますし、バブル崩壊以降のデフレの中、市場利率をできるだけ下げ、借入をしやすくし、経営が厳しい企業も支えようという政策には助かった人も多いのでは、と思います。税制においても賃上げ税制が設けられ、中小企業だけでなく大企業でも大きな税額控除ができ、一定のインセンティブになりました。

しかしながら給与の上昇は一部の企業に限られ、全体的な底上げがされない中、コロナ禍というアクシデントにも見舞われました。7-9月期のGDPの速報でも5割以上を占める個人消費はマイナスで、インフレ目標を達成できそうにない、すなわち利上げなどの政策の変更は当面難しい状況です。



2. 悪い円安へ？

一方、アメリカではFRB議長にパウエル氏が再任される見通しとなりましたが、日本とは対照的な堅調な個人消費を背景に量的緩和策の縮小など、出口戦略を取り始めています。このような日米の金利差の拡大見通しもあり、為替相場はこのところじりじりと円安になっていますが、市場では警戒する向きが出てきました。為替相場は経常収支、物価上昇率、生産性、金利などの経済的な要因に加え、国内外の政治に影響を受けることから、その変動を合理的に説明することは困難ですが、一般的には輸出関連企業へ良い影響を与えるとして、近年の円安の傾向は日本では歓迎の向きが多かったように思います。しかし、11月中旬に115円前後まで進んだ際、「悪い円安」という言い方がされるようになりました。これまでの歓迎から一転して懸念材料になってきたのは何故でしょうか？

3. 統計から分析

財務省の広報誌「ファイナンス」では経常収支統計から以下のような分析をしています。

経常収支は黒字を維持しているものの、内訳は大きく変わっている
かつて経常黒字の大部分を占めていた貿易収支は、原油や原材料、
食料品の輸入額の増加で近年では赤字になることもある
円安でも貿易量が大幅に増えるという傾向がみられなくなってきた



サービス収支は長年大きな赤字が続いていたものの、近年では外国人旅行者の増加や海外から受け取るロイヤリティの増加により赤字幅は縮小しつつあり、近い将来の黒字化もみえてきた

所得収支(海外からの配当や利子の受取)が大幅に増加し、貿易収支やサービス収支の赤字を十分賄えるほどの規模になっている

この中で指摘していることは、輸出額(単価×数量)のうち貿易量(数量)は円安になっても大きくは増えず、額の増減は価格(単価)や為替レートに影響されているということです。これは円安だからといって、かつてのように貿易黒字が大きく増えることが無くなってきているということです。原因としては製造業の海外生産が進んだことや、部材においても現地調達率が上昇していることなどが挙げられるそうです。

一方輸入も同様の傾向があり、為替レートの変動があっても輸入量に大きな変化はなく、輸入金額は価格(単価)の変動により増減するようになってきています。近年の原油価格、食料品、原材料等の高騰はまさに価格の高騰によるもので、貿易収支を悪化させる要因になっています。それは我々消費者の購入価格の高騰に直結しており、生活を圧迫することと繋がっています。

なお輸入統計の分析(通商白書 2021)でなるほど、と思うのは新型コロナウイルス用ワクチンなどが含まれる「免疫血清及び免疫産品などの輸入額」が、それまでと比べ大幅に増加していることです。2020年2月時点での輸入額は230億円/月程度(かつ、それ以前2年平均が200億円程度)でしたが、3月から4月にかけて300億円を超える額となり、その後も平均で280億円程度となっています。海外製ワクチンの購入額がいかに大きいかを示しています。



一方、製造業の3社に2社が海外生産拠点をもっているそうですが、所得収支の増加は製造業などの海外生産の賜物ともいえます。現地法人が収益を上げられるようになり、そのリターンが大きな果実となって還元されている、ということであり、もはや日本は「貿易立国」ではなく「投資立国」になっているということがわかります。例えば、製造業の損益計算書では、本業の損益を示す営業利益より、配当などの営業外利益の方がむしろ多くなっているということでしょう。

この状況では、製造業の輸出ばかりに目を向けた為替の円安はあまり意味のない(とは言い過ぎですが)ということが理解できました。「輸入品が値上がりするというデメリット」の方が無視できないほど大きくなっており、「円安だけど嬉しくない」という状況です。

4. 海外との比較



海外との比較に目を向けますと、

実は現在は歴史的な円安の状況にあるそうです。毎日目にする名目的な円 - ドル相場では、1ドル360円の時代から見ればそれほどでもありませんが、「実質実効為替レート」という貿易額や物価の変動などを加味して、他国通貨とも比較した実質的な価値で比較すると、その値は為替レートが変動相場制となる1970年代と同水準だそうです。変動為替相場制移行後は急激な円高が続きましたが、近年はむしろ円安に戻り続け、円は1970年代当時と同じ

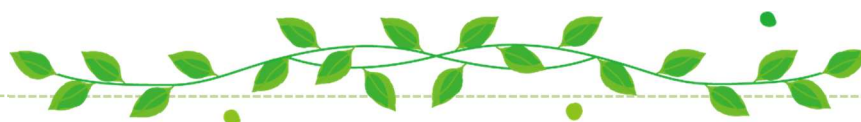
くらいの価値に戻ってしまった、というのです。これは結局、日本の国際競争力が低下していると言えるのでしょうか。

日本の平均賃金は1990年の約36,800ドルから2020年に約38,500ドルへと、約1,700ドル(5%)しか増加していないそうです。これはOECDの統計ですが、一方アメリカは約46,900ドルから約69,300ドルへ50%程度上昇しています。残念ながらG7で日本より低いのはイタリアの約37,700ドルだけ、OECD加盟の38カ国平均よりも10,000ドル超も下の水準だそうです。

国際通貨基金(IMF)のデータによると、1993年には1位だった日本の1人当たりの国内総生産(GDP)は2020年には約40,000ドル(世界24位)とじりじりと順位を下げています。マクドナルドのビッグマックがいくらで買えるかという「ビッグマック指数」でも世界34位と同様の傾向があり、かつての「一億総中流」と言われた面影はありません。



JPMorgan・チェースの佐々木融氏は「円安の進行は『日本はこのままではまずいですよ』と、悲鳴を上げて教えてくれており、このまま続けば深刻な日本売り(さらなる円安)となる可能性もある」と見立てていますが、さて先行きはどうなるのでしょうか?利上げに向けた取り組みを加速しているアメリカに対し、日本では(コロナ感染者は落ち着いているものの)日銀の出口戦略が見えてきません。今後の動向を注視したいと思います。



佐久平浅間小学校に通う4年生中沢維斗(ゆうと)君が、50万人に1人の難病と言われている心臓病『拘束型心筋症』と診断され、心臓移植が必要なほど悪化しています。海外での渡航移植にかかる莫大な費用を集めるため、両親友人による『ゆうちゃんを救う会』が発足され、募金活動を行っています。

中沢さんは弊社関与先のげんこつ屋さんで修業をされた後、佐久市内で飲食店を開店され、最初のうちは弊社で申告のお手伝いもしていたご縁もあります。

我が家でも子供と募金箱を作り、わずかずつですが募金をしました。子をもつ親の一人としても少しでも力になれば、との思いがあります。以下URLは救う会のHPですが、取り組みや募金方法が記載されています。ご賛同いただけるようでしたら善意のお力添えをお願いできればと思います。

▶ ゆうちゃんを救う会HP (<<https://www.yuu-sukuukai.jp/>>)





・短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

法改正により、令和4年10月からの短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用が更に拡大され、段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。現在の制度との変更点についてご紹介します。

1. 現行の制度

平成28年10月から**特定適用事業所**(1)で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が**一定の要件**(2)を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

- (1) 特定適用事業所：事業主が同一である、一または二以上の適用事業所で、被保険者（短時間労働者を除く）の総数が**常時500人を超える事業所**
- (2) 短時間労働者が被保険者となる一定の要件

週の所定労働時間が**20時間以上**であること
雇用期間が**1年以上**見込まれること
賃金の月額が**88,000円以上**であること
学生でないこと



2. 令和4年10月からの短時間労働者に対する適用拡大

令和4年10月からの改正

・「特定適用事業所」の要件

- (変更前) 被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時500人を超える事業所
- (変更後) 被保険者（短時間労働者を除く）の総数が**常時100人を超える事業所**

・「短時間労働者」の適用要件

- (変更前) 雇用期間が1年以上見込まれること
- (変更後) 雇用期間が**2か月を超えて見込まれる**こと（通常の被保険者と同じ）

令和6年10月からの改正

・「特定適用事業所」の要件

- (変更前) 被保険者（短時間労働者を除く）の総数が常時100人を超える事業所
- (変更後) 被保険者（短時間労働者を除く）の総数が**常時50人を超える事業所**

・「短時間労働者」の適用要件

短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用要件についての**変更はありません**。

【適用拡大スケジュール】

対象	要件	平成 28 年 10 月～ (現行)	令和 4 年 10 月～ (改正)	令和 6 年 10 月～ (改正)
事業所	事業所の規模	常時 500 人超	常時 100 人超	常時 50 人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が 20 時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額 88,000 円以上	変更なし	変更なし
	勤務時間	継続して 1 年以上使用される見込み	継続して 2 か月を超えて 使用される見込み	継続して 2 か月を超えて 使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

(注) 従業員数は、すべての正社員・パート社員数ではなく、現在の厚生年金保険の適用対象者でカウントします。しかし令和 4 年 10 月以降は「通常の適用対象者 + 加入要件を満たしている短時間労働者」の人数で判断されます。適用拡大前とはカウントの基準が異なるため、注意が必要です。

また、適用従業員数は 1 ヶ月ごとにカウントし、6 ヶ月以上基準を上回っている場合は適用対象となります。一度でも適用対象となれば、その後基準が下回っても原則として適用は取り消せません。

3. 改正に向けて準備すべきこと

新たに被保険者となる短時間労働者の把握

短時間労働者で、被保険者となっていない従業員等の労働条件を確認する必要があります。週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満(週所定労働時間が 40 時間の企業)の短時間労働者は加入対象になります。

従業員への説明

従業員等へ、令和 4 年 10 月以降は労働条件によって社会保険の被保険者となることを正確に通知しましょう。必要に応じて、説明会や面談を実施するのもよいでしょう。

新たに社会保険の加入対象になるパート・アルバイト従業員に、法律改正の内容、対象となった理由、加入によって給与から天引きされる保険料が発生すること、また加入で得られる保障やメリットについても説明が必要です。

年収 130 万円の配偶者の扶養基準に沿った働き方をしているケースなど、今回の適用拡大をきっかけに働き方の変更を希望する従業員もいるでしょう。会社側と従業員側で、今後の働き方や、労働時間の変更について話し合うことも大切です。

参考：厚生労働省 HP 「社会保険適用拡大特設サイト」

(<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/jigyonushi/>)

(担当：総務部)



・扶養内で働くための“年収の壁”を確認しましょう

パート・アルバイトの方々が「今年の収入は扶養家族の範囲内に収まるだろうか」と気になる時期になりました。税金や社会保険に関係する“年収の壁”や課税対象となる収入について、妻が夫の扶養の範囲内で働くケースを想定して説明します。

1. 税金「103万円」の壁

妻が夫の扶養の範囲内で働くケースでは、妻の収入(給与収入)が年間で103万円以下であれば、妻本人に所得税はかかりません。また、夫は自身の所得税の「配偶者控除」を受けることができます。それゆえ「103万円の壁」と呼ばれています。

配偶者控除には所得制限があり、夫の収入(給与収入)によっては控除額が異なります。

2. 税金「150万円」の壁と「201万円」の壁

妻の収入が103万円を超えると、夫は配偶者控除を受けることができなくなりますが、代わりに「配偶者特別控除」を受けることができます。配偶者特別控除にも所得制限があり、妻の収入が150万円までは、最高38万円の控除が受けられますが、150万円を超えると、控除額が低減します。また、収入201.6万円以上は控除が受けられなくなります。

3. 社会保険「130万円」の壁

妻の収入が130万円以上(60歳以上は180万円以上)になると、夫の社会保険の扶養(被扶養者)から外れ、一定の条件のもと妻本人が社会保険を支払う必要があります。

社会保険の扶養の範囲には、「106万円の壁」もあり、以下のような一定の条件に該当すると、社会保険の扶養の範囲から外れ、社会保険料の支払いが発生します。

- ・従業員が501人以上の企業に勤務する **前頁の記事により対象者が拡大します**
- ・勤務時間が週20時間以上
- ・月額賃金(賞与、残業代、交通費を含まない)が8.8万円(年間105.6万円)以上
- ・勤務期間が1年以上の見込み
- ・学生ではないこと

4. 給与以外の副収入に注意

パート収入以外にネットオークションやフリマアプリなどによる収入がある場合は注意が必要です。次表のような収入があると、一定の場合、課税所得に含めることになり、妻のパート収入が103万円以下であっても、扶養家族の範囲から外れてしまう可能性があるため、注意が必要です。

一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、懸賞金、競馬の当選金等
雑所得その他	家賃収入、原稿料、株・FX・暗号資産取引による収入、転売による収入

5. 夫婦の給与収入と課税、配偶者控除・配偶者特別控除、社会保険の関係

(単位:万円)

妻の給与収入 (目安)	妻への 所得税の 課税	夫が受ける配偶者控除等の額			妻の社会保険料 の支払い有無
		夫の給与収入(目安)			
		1,095万 円以下	1,145万 円以下	1,195万 円以下	
100万円以下	なし	38(48)	26(32)	13(16)	なし
100万円超 103万円以下	なし	38(48)	26(32)	13(16)	なし
103万円超 130万円未満	あり	38	26	13	なし
130万円以上 150万円以下	あり	38	26	13	あり
150万円超 155万円以下	あり	36	24	12	あり
155万円超 160万円以下	あり	31	21	11	あり
160万円超 166.8万円未満	あり	26	18	9	あり
166.8万円以上 175.2万円未満	あり	21	14	7	あり
175.2万円以上 183.2万円未満	あり	16	11	6	あり
183.2万円以上 190.4万円未満	あり	11	8	4	あり
190.4万円以上 197.2万円未満	あり	6	4	2	あり
197.2万円以上 201.6万円未満	あり	3	2	1	あり
201.6万円以上	あり	0	0	0	あり

()は、その年の12月31日時点の妻の年齢が70歳以上の場合

妻の給与収入が、100万円(一部自治体は93万円又は97万円)を超えると住民税が課税されます。

(担当: 監査部5課)





・受動喫煙防止対策助成金 ～飲食店は特にオススメです！～

健康増進法が改正され 2020 年 4 月から原則として屋内禁煙が義務化されています。職場での受動喫煙を防止するために喫煙室の設置・改修等を行う中小企業事業者に対して、その費用の一部を助成する制度があります。特に**飲食店への助成率は 2 / 3**（他の事業者は 1 / 2）となっていますので、ご検討されてはいかがでしょうか。



1. 助成金の概要

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主で、以下の要件を満たす**中小企業事業主**であること。
（ 「労働者数」か「資本金」のどちらか一方の条件を満たせばOKです。）

業 種		常時雇用する労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50 人以下	5,000 万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100 人以下	5,000 万円以下
卸売業	卸売業	100 人以下	1 億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300 人以下	3 億円以下

助成対象

以下の要件を満たす**専用喫煙室・指定たばこ専用喫煙室の設置・改修に必要な経費**

- 入口における風速が毎秒 0.2m 以上であること
- 煙が室内から室外に流出しないように、壁・天井等によって区画されていること
- 煙を屋外又は外部の場所に排気すること




助成率・助成額

飲食店を営んでいる事業者については、喫煙室の設置などに係る**工費・設備費・備品費・機械装置費などの 3 分の 2**（飲食店以外の事業者は**2 分の 1**）、**上限は 1 0 0 万円**です。

交付は事業場単位で**1 事業場につき 1 回のみ**で、過去にこの助成金の交付を受けた事業場は申請できません。また、同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、1 件の申請としてまとめて申請する必要があります。



(参考) 助成対象の範囲

認められるもの 	認められないもの 
<ul style="list-style-type: none"> 電気工事、建築工事、配管工事等に係る人件費、材料費、運搬費、設計費（喫煙専用室等の性能に直接寄与する部分。設計監理料含む）、管理費 	<ul style="list-style-type: none"> デザイン料（喫煙専用室の外観や内装など、受動喫煙の防止の用に直接寄与しない部分） 助成金の申請書作成や見積書作成のための費用（事前調査費用含む） 申請の代行のための費用（例：社会保険労務士への報酬）
<ul style="list-style-type: none"> 喫煙区域と非喫煙区域を隔てるためのパーテーション、ドア、エアカーテン 換気装置、空気清浄装置、人感センサー ガラリ、給気扇、差圧式吸気口 照明機器 消防法等の他法令で設置が義務づけられている機械装置 灰皿、出入口に取り付けるのれん（備品は喫煙専用室等に据え付けて使用する物に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙区内を区切るためのパーテーション、ドア、エアカーテン（受動喫煙の防止効果に寄与するものは助成対象となりうる） 消耗品（機械装置等の購入時に付属している物は助成対象となる） 映像機器、音響機器、絵画、観葉植物、本棚 机、椅子（固定式も助成対象外） 喫煙専用室の出入口前に設ける部屋（いわゆる前室）に係る費用
<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法、消防法等の他法令で義務づけられている手続きに係る費用（手数料を含む。なお、人件費、旅費等については実費での精算となる） 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の取得に係る費用
特別に必要と認められる場合に限り、助成対象と認められるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> 建物の増設費用（喫煙専用室等の設置のために建物の増設が必要な場合に限り） 既存施設の解体、移設に係る経費 空気調和設備（エアコン等） 要件確認のための測定の費用 	

2. 助成金申請の注意点

工事の実施前に、事業計画・施工業者等の見積り等を添付して交付申請が必要になります。また、交付決定前の契約や支払などについても事前に手続きが必要になります。

必要以上の性能を有する機械設備や高価な材料を用いた事業は、減額査定の対象となります。申請に当たっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。特に経済的な観点の目安として、**単位面積当たりの助成対象経費が単位面積当たりの上限 60 万円 / m² を超える場合**、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、**単位面積当たりの助成対象経費上限額までの助成金**の交付決定がされますのでご注意ください。

（例）主たる産業分類が飲食店以外の事業場が 3 m² の喫煙専用室を設置する計画の場合、合理的な理由が認められない限り、助成対象経費として 3 m² × 60 万円 / m² = 180 万円まで

(助成額にして90万円まで)しか認められません。

申請手続・事業実績報告等についての詳細は、厚生労働省HPをご参照のうえ、都道府県労働局労働基準部健康安全課(又は健康課)にご相談ください。

参考：厚生労働省HP「受動喫煙防止対策助成金」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>)

(担当：監査部1課)



ふるさと納税の申告手続きが簡単に

令和3年分の確定申告では、特定事業者によるポータルサイトを利用していれば、寄附金控除の適用を受けるための証明書を1通で済ませることが可能となります。

1. 特定事業者とは

地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者で、特定寄附金が支出された事実を適正かつ確実に管理することができると認められるものとして国税庁長官が指定した者のことです。



国税庁長官が指定した特定事業者の一覧(令和3年11月12日現在)			
表示番号	ポータルサイト名	特定事業者	法人番号
FN	ふるなび	株式会社アイモバイル	4011001059087
SF	さとふる	株式会社さとふる	9010401112780
RA	楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社	9010701020592
FC	ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク	8011001073076
TK	ふるさとパレット	東急株式会社	7011001016291
FP	ふるさとプレミアム	株式会社ユニメディア	6010001082956
PL	ふるさとぷらす	株式会社エスツー	2370001014200
CS	セゾンのふるさと納税	株式会社クレディセゾン	2013301002884
AN	ANAのふるさと納税	全日本空輸株式会社	1010401099027
FH	ふるさと本舗	株式会社ふるさと本舗	5011001120491
MI	三越伊勢丹ふるさと納税	株式会社三越伊勢丹	4011101059648
JL	JALふるさと納税	株式会社JALUX	6010701004711
AU	auPAYふるさと納税	KDDI株式会社	9011101031552
AF	ふるラボ	朝日放送テレビ株式会社	8120001204927

2. 証明書の発行方法

特定事業者は、寄附金控除に関する証明書について、運営するポータルサイトから電子データで提供するほか、郵送などの方法で発行することができます。

以上のように、「特定事業者」のウェブサイトを通じてふるさと納税を行うと、確定申告で寄附金控除を受ける手続きが簡単になります。年間の寄附先が5自治体を超える方はご検討されてはいかがでしょうか。

(担当：監査部1課)



・ インボイス制度 登録番号から検索ができます

令和5年10月1日からの「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス制度」の開始に先立ち、令和3年10月1日より適格請求書発行事業者の登録受付が開始されました。(制度の概要につきましては弊社事務所ニュース、令和3年8月号をご覧ください)

これに伴い、国税庁から「インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト」が令和3年11月1日より利用開始となりました。公表される情報は次のとおりです。(以下、国税庁HP「インボイス制度に関するQ&A」より抜粋)

1	適格請求書発行事業者の氏名又は名称
2	(法人の場合)本店又は主たる事務所の所在地
3	特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
4	登録番号
5	登録年月日
6	登録取消年月日、登録失効年月日

以上が法定の公表事項です。本人の申し出に基づき追加で公表できる事項は次のとおり。

個人事業者の「主たる屋号」、「主たる事務所の所在地等」

人格のない社団等の「本店又は主たる事務所の所在地」

ただし、このサイトでの検索方法については、**登録番号からの検索のみ**となっております。別途、データをダウンロードする方法もあり、データファイルの取得により一覧で確認できるようですが、コードで構成されているため、表示するにはコード変換などの注意が必要です。詳細は以下の国税庁サイトよりご確認ください。

▶ 国税庁HP

適格請求書発行事業者公表サイト (<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp>)

(担当：総務部)



・私の履歴書（その11）

～ 父の相続と事業再生への初めての関与 ～ 所長 佐藤 英人

1. 父の葬儀

お正月を父の強い要望により自宅で迎え、その後しばらくは私の自宅の庭（父の自宅から私の自宅に灯籠など移したものです）を見ながら過ごせたのですが、1月の終わりに発作があり救急車で佐久病院へ戻りました。結局、平成9年2月19日の朝に亡くなりました。

亡くなる数日前に私が一人で見舞いに行ったとき、父が急に「交友を大切にしろ」と、まるで遺言のように私の手のひらに「交友」と指で書いて話しました。酸素吸入が最大になっていましたので、死期は悟っていたのだと思います。

実質的な葬儀委員長をしていただいた小諸倉庫の神津社長や親友の佐藤自動車の会長など5、6人が毎日事務所に集まり、葬儀の準備をしていただきました。確定申告時期のため、できるだけ早く申告体制に入らなければならないこともあり、24日に葬儀を行うことで決まりました。どこで葬儀を行うか議論していたときに、熊木仏壇具屋さんが「この新事務所で行ってはいかがか？」と提案してくれました。ちょうど「新事務所のお披露目をどうしようか？」と迷っていたので、父の集大成として12月に完成したばかりの事務所で葬儀を行い、灰寄席法要（佐久地域では「お斎」をこのように呼びます）は関与先の小諸グランドキャッスルホテルとするのが一番いいとなりました。

温和な父が、規模の小さな関与先に対して大きな関与先の仕事を優先した職員を「関与先はみな同じだ！平等に接しろ！」と怒ったことがあり、それが事務所のモットーの一つでしたので、すべての関与先をお招きすることになり、結局500人の大掛かりな灰寄席となりました。寒い中、たくさんの方に新事務所でお花をいただきました。



葬儀は、父が後援会長をしていた小林市長に葬儀委員長をしていただき、弔辞は香坂商工会議所会頭・ツルヤ社長・TKC関信会望月会長等にまた金沢病院長に献杯をお願いし、長い一日は終わりました。自宅での通夜から葬儀までずっと休みなく、立ち通しであった母は膝を壊し、また緊張がとれると一気に憔悴してしまったため、1か月ほど草津温泉で療養させました。

2. チノンの再生

さて、同時並行していたチノンの再生ですが、コダックがデジカメ部門のみの事業譲渡しか受けないということになり、残った部門も別会社に事業譲渡して新会社にし、元の会社は銀行が42億円の債権放棄を行い解散することでスキームが固まり、新聞発表にもなりました。いわゆる私的再生の長野県初の事例になったわけです。

法人税法の再生に関する基本通達 9 - 4 - 1・2 の改正作業が始まっており(改正は平成 10 年)、「子会社等の合理的な再建計画に基づき、債権放棄しなければ、今後より大きな損失を蒙ることが明らかな場合は寄付金ではなく単純損金」が適用されたわけです。「子会社等」には銀行と貸付先の関係も「等」に入るという質疑応答が公表されました。

聞くとところによると、金利軽減・減免の相談に国税局へ行ったところ「金利減免だけでチノンは再生できるのですか? できなければ損金不算入の寄付金です」「今後より大きな損失負担を回避するための債権放棄であれば寄付金にはならない通達が整備されています」とのアドバイスで長野県初の債権放棄になったと聞いています。現在ではこのスキームは事業譲渡の代わりに会社分割と特別清算をセットとした、**第二会社方式**として広く使われるようになりました。

3 . 受け皿会社の資本金

さて、急ぎ非承継資産と人材を受け入れ、会社を作らなければなりません。正直、いきなり 5 工場の売却と 450 人の解雇は無理で、とにかく一旦、新会社で引き受けてコダックからのレンズ等の部品外注を受けながら、新事業を探し適正規模まで縮小するという新会社でしたので、資本金 3 千万円は決まりました。

しかしその出資金が新会社の役員ではすぐには集まらず、また銀行も債権放棄する事案でかつ将来性も見えない新会社の資本金を、新会社の株主に貸し付けることには難色を示しました。また借入金で会社を設立することは商法違反の「**見せ金**」になってしまう危険性もあり、困って相談がありました。

ちょうど亡くなった父の生命保険金が預金に入金されていたので、「3 千万円は私が用意する」と銀行など関係者に回答し、まずは私が株主で新会社チノンテックを設立し、その後、資金が用意できた役員へ株式を譲渡、最終的に 3 千万円は回収しました。

実は、この受取保険金のうち 1 千万円は、所属する T K C へ私が支払っている計算料から T K C が保険料をかけていただいたものでした。今更ですが感謝にたえない制度だと思っています。私はその後、再生案件で金融機関から資金調達できないときは、関与先を再生させるため、父の残してくれたこの 3 千万円の生命保険金は万が一回収できなくてもいいと腹をくくって、使うようになりました。今はグループ会社の「株式会社 虎ノ門インベスターズ」にその役割を担わせています。まさに父の残してくれた**相続財産による再生関与**でした。

4 . 代表者連帯保証

バブル崩壊以降、平成 17 年頃までは年間自殺者 3 万人のうち 1 万人は経済的な理由であり、事業失敗に伴う連帯保証実行が大きな問題になっていました。特に経営者は保証責任を自己破産で取ることが常識であった時代でした。しかし、連帯保証について保証時にそのリスクを知って保証したかどうかなどで、保証が無効になる裁判事例も出始めており、本件についても、当然に支払い不能な巨額な連帯保証は無効だとする顧問の**長島弁護士**と銀行側で交渉をしていました。

ある日、銀行本部から電話があり、本件の連帯保証問題についての交渉が成立したので、その手法について相談をしたいと電話がありました。電話をくれたのが現在当事務所にいる林さんで、いつも登記でお世話になっている前田司法書士の弟さんでした。実は林さんが銀行本部では本件の担当であるが、個人問題のため、会社で対応は



できないので本人や親族と相談して処理してほしいとの相談でした。ひと工夫して、結局両者が納得のいく手法で保証履行ができました。

今は「新連帯保証ガイドライン」でほとんどの再生事例で自己破産しなくとも保証債務問題は解決が出来るようになりましたが、その先駆けとなりました。

5 . 完全私的再生の封印

しかしその後銀行には「うちも危機になったら債権放棄して私的に支援してくれるのだな？」との要求が相次ぎ、**安易な私的再生はモラルハザードを起こす**として、結局完全私的な再生は平成 13 年に整備された私的整理ガイドラインに基づく、平成 19 年のアルピコの事例まで 10 年以上封印されることになりました。

会社については平成 15 年から設立が始まった再生支援協議会関与での特別清算か民事再生を、連帯保証については自己破産か民事再生を使った手法が主流になりました。また私的整理ガイドラインは平成 19 年に事業再生 ADR に変わり、長野県では泉精機で使用されましたが、大手銀行の反対で平成 21 年 8 月に民事再生に移行したように非常に難しい手法となっておりほとんど事例を聞いていません。

～ その 12 に続く ～

編集後記

早いもので今年も残りわずかとなり、日々慌ただしくなってきました。この一年を振り返ると、今年も様々なことがありましたが、やはり新型コロナウイルスの災厄が一番大きかったように思います。コロナの影響で経済的にも精神的にも苦難を強いられた年でした。国内ではようやく感染者数も落ち着いてきましたが、海外での感染者数の増加やオミクロン株の出現など、今後も引き続き、気を引き締めた生活が必要かと思えます。

そのような中でも、夏に行われたオリンピック・パラリンピックは久々に明るい出来事だったと思います。コロナ禍での開催については賛否両論ありましたが、選手たちのひたむきな姿や、国を超えてお互いの健闘を讃え合う様子に感動を覚えずにはいられません。また MVP に選ばれたメジャーリーグの大谷翔平選手の活躍もおおいに盛り上がる話題でした。身の回りにはコロナ問題を始め、悩ましい事柄が山積していますが、一つでも明るい話題が増えることを願っています。

皆様におかれましても、来年はより良い一年となりますよう心からお祈り申し上げます。私共も少しでもお役に立てる情報を提供できるよう努めてまいりますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。





この予定は変更する場合がございます

12月	1日(水)	会議・研修日
	18日(土)	営業日
	29日(水)	(AM)反省会 ・ (PM)大掃除
	30日(木) ~ 1月4日(火) 年末年始休業	
1月	5日(水)	(AM)会議 ・ (PM) 通常業務
	8日(土)	営業日
	11日(火)	源泉所得税・住民税(特別徴収)納付期限
	20日(木)	源泉税納期特例納付期限
	22日(土)	営業日
2月	1日(火)	会議・研修日
	16日(水)	個人確定申告開始
	19日(土)	営業日
	26日(土)	営業日
3月	1日(火)	会議日
	5日(土)	営業日
	12日(土)	営業日
	15日(火)	個人確定申告期限
	19日(土)	営業日
	26日(土)	営業日

毎日の朝礼	8:45 ~ 9:00
会議・研修日	<ul style="list-style-type: none"> ・会議：午前9:30 ~ 11:00頃 まで ・研修：午後1:00 ~ 4:30頃 まで

朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、
終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、緊急の場合はお知らせください。

良いお年を
お迎え下さい

